

			海幕人第5942号
			61.12.26
昭和62年	7月	1日	海幕人第3399号
昭和63年	4月	8日	海幕総第1814号
昭和63年	12月	28日	海幕人第6789号
平成3年	3月	2日	海幕人第898号
平成3年	4月	21日	海幕人第1744号
平成4年	2月	12日	海幕人第647号
平成4年	4月	10日	海幕人第1858号
平成4年	6月	10日	海幕人第2982号
平成5年	3月	19日	海幕人第1338号
平成6年	9月	7日	海幕人第3945号
平成7年	3月	30日	海幕人第1386号
平成7年	6月	30日	海幕人第2854号
平成9年	1月	20日	海幕人第268号
平成10年	12月	8日	海幕人第5731号
平成12年	3月	3日	海幕補第1075号
平成12年	4月	27日	海幕補第2194号
平成13年	3月	22日	海幕補第1762号
平成13年	6月	27日	海幕補第3855号
平成14年	3月	20日	海幕補第1571号
平成15年	3月	20日	海幕補第1605号
平成18年	4月	3日	海幕補第2316号
平成19年	1月	9日	海幕補第135号
平成20年	3月	26日	海幕補第2284号
平成20年	7月	16日	海幕補第5678号
平成21年	7月	17日	海幕補第5755号
平成26年	5月	30日	海幕補第4909号
平成27年	11月	25日	海幕補第2306号
平成28年	3月	31日	海幕補第406号
平成29年	1月	4日	海幕補第4号
令和2年	10月	1日	海幕補第1577号

各 部 隊 の 長
殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長

出勤簿の取扱いについて（通達）

標記について、海上自衛隊の給与簿、出勤簿及び給与支給明細書の様式等に関する達（昭和38年海上自衛隊達第37号。以下「達」という。）によるほか、下記のとおり定める。

なお、出勤簿の取扱いに関する通達（海幕人第3903号。38.7.12）は、廃止する。

記

1 出勤簿の作成単位等

達第5条に規定する出勤簿の作成単位及び作成単位の長（以下「所属長」という。）は、別表のとおりとする。ただし、所属長は必要と認める場合、作成単位を更に細分し、その単位ごとに勤務状況管理者を指定することができる。

2 出勤簿の押印管理

勤務状況管理者は、各隊員ごとに出勤簿を作成し、これを毎日出勤時刻前に所定の場所に備え、また出勤時刻を経過したときは直ちに収納しなければならない。

隊員は、常に同一の印鑑を使用して出勤簿の「出欠」欄へ押印するものとする。

3 出勤簿の整理

勤務状況管理者は、隊員のその日の勤務状況に応じて、次の各号の要領により出勤簿を整理するものとする。

(1) 「出欠」欄には、次の記入を行う。

ア 赤字使用

休日	国民の祝日
年休	日を単位とした年次休暇
時休	時間を単位とした年次休暇 開始時刻及び終了時刻を付記
病休	病気休暇 時間で取得する場合には、開始時刻及び終了時刻を付記
特休	次に規定する特別休暇 ア 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第49条第1項第1号から第16号に規定する場合 イ 規則第49条第1項第17号又は同条第2項第2号の場合で、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第2条ただし書の規定により防衛大臣の承認を受けた者
出張	旅行命令に基づく出張
外勤	勤務の都合上、勤務場所以外で勤務する場合
休職	給与の支給を受ける場合の休職
停職	特に勤務を命ぜられた停職
着任	採用又は転入の場合で最初に出勤した日
離任	転出の日
赴任	離任の翌日から着任の前日まで（入校等のための移動に要する期間を含む）
育短	育児短時間勤務により、勤務時間の一部又は全部を勤務しなかった日 勤務しなかった開始時刻及び終了時刻を付記

イ 青字使用

休養	休養日及び休養した日 4時間の代休の場合には、開始時刻及び終了時刻を付記
遅刻	出勤時刻を付記
早退	早退時刻を付記
休職	給与の支給を受けない場合の休職
停職	赤字記入を行う停職以外の停職
特休	赤字記入を行う特別休暇以外の特別休暇

欠 勤	欠勤
採 用	
異 動	
退 職	
免 職	
失 職	
死 亡	
営 内	
営 外	営内者が営外居住を命ぜられた日
帰 療	帰郷療養の期間
介 休	介護休暇 時間で取得する場合には、開始時刻及び終了時刻を付記
介 時	介護時間 開始時刻及び終了時刻を付記
育 休	育児休業の期間
育 時	育児時間 開始時刻及び終了時刻を付記
早 出	早出遅出勤務及び通勤に利用する交通機関が著しく混雑する場合の時差出勤 勤務時間の開始時刻を付記
フ レ	フレックスタイム制勤務の期間
休 短	休憩時間の短縮のみ利用する場合

注：1 国民の祝日及び休養日は、あらかじめ印刷して記入に替えることができる。

2 連続した暦日で長期間同一記入事項が続くときは発令番号等、開始時刻、終了時刻を記入し、その期間を線で示すことができる。

(2) 備考欄

ア 異動事項について発令月日、発令内容を簡単に記入する。

イ 講習、研修、入校その他により「出欠」欄に押印できない場合、その理由、期間、勤務先等を明確に記入する。

ウ 婚姻や印鑑の亡失等により、同一の印鑑を使用できない事由が生じた時には、事由の発生日とその理由を記入する。

4 出勤簿の保存期間は、使用終了後5年間とする。

添付書類：別表

別 表

作 成 単 位	作 成 単 位 の 長
海上幕僚監部の隊員	海上幕僚長
自衛艦隊司令部の隊員	自衛艦隊司令官
護衛艦隊司令部の隊員	護衛艦隊司令官
航空集団司令部の隊員	航空集団司令官
潜水艦隊司令部の隊員	潜水艦隊司令官
掃海隊群司令部の隊員	掃海隊群司令
地方総監部の隊員	地方総監
教育航空集団司令部の隊員	教育航空集団司令官
システム通信隊群司令部の隊員	システム通信隊群司令
海洋業務・対潜支援群司令部の隊員	海洋業務・対潜支援群司令
警務隊本部の隊員	警務隊司令
潜水医学実験隊の隊員	潜水医学実験隊司令
東京音楽隊の隊員	東京音楽隊長
東京業務隊の隊員	東京業務隊司令
学校の隊員	学校長
補給本部の隊員	補給本部長
艦船補給処の隊員	艦船補給処長
航空補給処の隊員	航空補給処長
航空補給処下総支処の隊員	航空補給処下総支処長
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の隊員	海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長
護衛隊群司令部の隊員	護衛隊群司令
海上訓練指導隊群司令部の隊員	海上訓練指導隊群司令
航空群司令部の隊員	航空群司令
潜水隊群司令部の隊員	潜水隊群司令
艦艇情報群司令部の隊員	艦艇情報群司令
開発隊群司令部の隊員	艦艇開発隊群司令
教育航空群司令部の隊員	教育航空群司令
水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の隊員	水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊司令
作戦情報隊の隊員	作戦情報隊司令
電磁情報隊の隊員	電磁情報隊司令
指揮通信開発隊の隊員	指揮通信開発隊司令
艦艇開発隊の隊員	艦艇開発隊司令
航空プログラム開発隊の隊員	航空プログラム開発隊司令
護衛隊の隊員	護衛隊司令
海上訓練指導隊の隊員	海上訓練指導隊司令
水上戦術開発指導隊の隊員	水上戦術開発指導隊司令
潜水隊の隊員	潜水隊司令
掃海隊の隊員	掃海隊司令
特別警備隊の隊員	特別警備隊長
第1輸送隊の隊員	第1輸送隊司令
第1海上補給隊の隊員	第1海上補給隊司令
第1海上訓練支援隊の隊員	第1海上訓練支援隊司令
第1練習潜水隊の隊員	第1練習潜水隊司令
潜水艦教育訓練隊の隊員	潜水艦教育訓練隊司令
潜水艦基地隊の隊員	潜水艦基地隊司令
基地隊本部の隊員	基地隊司令
航空隊の隊員	航空隊司令
教育隊の隊員	教育隊司令

警備隊本部、陸警隊又は港務隊の隊員	警備隊司令
防備隊本部の隊員	防備隊司令
弾薬整備補給所の隊員	弾薬整備補給所長
造修補給所の隊員	造修補給所長
基地業務隊の隊員	基地業務隊司令
衛生隊の隊員	衛生隊長
音楽隊の隊員	音楽隊長
基地分遣隊の隊員	基地分遣隊長
システム通信隊の隊員	システム通信隊司令
移動通信隊の隊員	移動通信隊司令
保全監査隊の隊員	保全監査隊司令
対潜資料隊の隊員	対潜資料隊司令
対潜評価隊の隊員	対潜評価隊司令
海洋観測所の隊員	海洋観測所長
鹿児島音響測定所の隊員	鹿児島音響測定所長
システム通信分遣隊の隊員	システム通信分遣隊長
保全監査分遣隊の隊員	保全監査分遣隊長
航空修理隊の隊員	航空修理隊司令
航空管制隊の隊員	航空管制隊司令
機動施設隊の隊員	機動施設隊司令
教育航空隊の隊員	教育航空隊司令
整備補給隊の隊員	整備補給隊司令
標的機整備隊の隊員	標的機整備隊司令
航空基地隊の隊員	航空基地隊司令
地方警務隊の隊員	地方警務隊長
水上戦術開発指導分遣隊の隊員	水上戦術開発指導分遣隊長
潜水艦教育訓練分遣隊の隊員	潜水艦教育訓練分遣隊長
水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊の隊員	水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊長
警務分遣隊の隊員	警務分遣隊長
基地業務分遣隊の隊員	基地業務分遣隊長
航空分遣隊の隊員	航空分遣隊長
磁気測定所の隊員	磁気測定所長
警備所の隊員	警備所長
南鳥島航空派遣隊の隊員	南鳥島航空派遣隊長
水中処分隊の隊員	水中処分隊長